

建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に
関する評価・事務事業を実施する者の公募についての公示

令和7年2月28日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者の公募について公示します。

注1）本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますのであらかじめご了承ください。

注2）本公募は、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者を公募するものです。建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）の個別テーマの実施に関する補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

（1）事業名

建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業

（2）事業目的

本事業は、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（3）事業内容

- ① 建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）を行おうとする者から国土交通省が受け付ける提案の評価などに係る次の事業
 - ア 提案内容の整理及び審査に係る各種資料の作成
 - イ 建築基準整備促進事業で検討を実施するテーマの募集
 - ウ その他募集・提案の評価などのために必要な事業
- ② 建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）の円滑な実施に係る次の事業
 - ア 当該年度事業の成果のとりまとめ及び成果報告会の開催などの普及・広報
 - イ その他円滑な事業執行のために必要な事業

③ 上記①、②に係る問い合わせ・相談への対応

(4) 事業期間

令和7年4月上旬～令和8年3月31日（予定）

2. 補助対象とする事業者の要件

次の（１）～（４）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 技術能力に関する要件

○本事業の実施に関する計画が適切なものであること。本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解していること。

○本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識（建築基準法その他本事業の評価などに係る必要な知識）を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○評価対象となる補助事業者及び業として、住宅・建築物を設計もしくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う特定の者の利益を目的としていない者であること。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

(3) 秘密保持に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

①担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 浅井、高久

②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③電話 03-5253-8111（内線 39530、39538）

④電子メール asai-t22v@mlit.go.jp、takaku-h2u4@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年2月28日（金）10時から令和7年3月21日（金）18時まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期 限 令和7年3月21日(金) 18時まで(必着)

②方 法 持参、郵送(書留郵便に限る。3部(正本1部、副本2部))又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおり。(これ以外での提出は無効)
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe」に限る。
- ・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。